

## 当金庫の預金商品の概要【スーパー定期】

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型) <単利型> (愛称) スーパー定期
2. 販売対象	・法人・個人の方
3. 期間	・定型方式・・・1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 ※1ヶ月定期の最低預入額は30万円 ・満期日指定方式・・・1ヶ月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期・・・1,000円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・300万円以上 ・1円単位
5. 払戻(払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (利率表示場所) (2) 利払方法(頻) (3) 計算方法	・固定金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します) ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。預入期間2年以上のものは中間利払日(満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後及び満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保定期預金に組み入れることが出来ます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) ・個人の場合はマル優の取扱いができます。
10. 中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、別紙の表1の預入期間に応じた中途解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息と共に支払います。なお、中間利払利息が支払われている場合には、中途解約利息との差額を精算します。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは、窓口へご照会ください。
12. その他参考となるべき事項	・満期日以後の利息は解約日または、書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

## 当金庫の預金商品の概要【スーパー定期】

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金(M型) <複利型> (愛称) スーパー定期
2. 販売対象	・個人の方のみ
3. 期間	・定型方式・・・3年、4年、5年 ・満期日指定方式3年超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・スーパー定期・・・1,000円以上300万円未満 ・スーパー定期300・・・300万円以上 ・1円単位
5. 払戻(払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1) 適用金利 (利率表示場所) (2) 利払方法(額) (3) 計算方法	・固定金利(預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します) ・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算
7. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とする事が出来ます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)。 ・マル優の取扱いが出来ます。
10. 中途解約の取扱い	・満期前に解約する場合は、別紙の表1の預入期間に応じた中途解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した中途解約利息と共に支払います。
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは、窓口へご照会ください。
12. その他参考となるべき事項	・満期日以後の利息は解約日または、書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)